⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成11年度以降に、次の㋐から㋓の要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の㋐、㋑及び㋓の要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

㋓　架設工法が、トラッククレーン工法及びトラッククレーン（クローラクレーンを含む）ステージング工法以外の工法であること。

㋐から㋓は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は平成27年８月１日から平成28年10月31日までを予定する。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成11年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、深川留萌自動車道留萌市留萌大橋上部工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局留萌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局留萌開発建設部契約課

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物件の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成26年６月25日

最高裁判所事務総局経理局長　垣内　　正

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　購入等件名及び数量　下級裁判所ネットワーク機器の賃貸借等　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成26年７月16日正午（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局用度課調査係　真鍋　電話03―3264―8111　内線3625

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　公示日から上記２⑴まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the service to be contracted : Lease contracts of the network apparatus of the lower court, 1 contract

⑶　Time limit for the submission of comments on the specifications : Noon, July 16, 2014

⑷　Contact point for the notice, delivery of the specifications, and the submission of comments : MANABE, Research Section, Supplies Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―8111, ext. 3625

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成26年６月25日

独立行政法人科学技術振興機構

分任契約担当者　契約室長　岩田　一彦

◎調達機関番号　566　◎所在地番号　13

○第26―109号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等物品及び数量　2015年発行外国逐次刊行物の購入（１Ａグループ）　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成26年７月16日16時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒102―8666 東京都千代田区四番町５番地３　独立行政法人科学技術振興機構　経理部契約室調達契約グループ　千國ひろ子　電話03―5214―7996　ＦＡＸ03―5214―8433